

この資料は、「東北大学学友会報道部 広告掲載基準」（令和3年11月25日策定）の一部を抜粋し概要をまとめたものです。詳細については必ず、同基準を参照するか、報道部に確認してください。

また、本基準は『東北大学新聞』広告枠への掲載について適用するものです。報道部では現在、原則としてTwitterやHPなどWEBコンテンツでの広告掲載は承っておりませんので、ご了承ください。

広告に対する基本的な考え方（基準第2条関連）

- 報道部は、広告の社会的使命を認識して、当紙の読者に資するよう広告を掲載し、かつ以下の通り、常に倫理の向上に努め、読者の信頼に応えなければなりません。
 - 一、 広告は、真実を伝えるものでなければならない。
 - 一、 広告は、紙面の品位を損なうものであってはならない。
 - 一、 広告は、関係諸法規に違反するものであってはならない。

掲載できない広告（基準第5条～第6条関連）

- 以下のいずれかに該当する広告は、掲載できません。
 1. 法令等に反するもの、またはそのおそれがあるもの。
 2. 公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあるもの。
 3. 基本的人権を侵害するもの、またはそのおそれがあるもの。
 4. 宗教性のあるもの（報道部が認めたものは除く）。
 5. 過度に政治性のあるもの（報道部が認めたものは除く）。
 6. 取扱商品等の性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの。
 7. 美観風致を害するおそれがあるもの。
 8. 『東北大学新聞』の記事を訂正、あるいは否定するもの（報道部が認めたものは除く）。
 9. 報道部または『東北大学新聞』の社会的評価、品位を低下させるもの、またはそのおそれがあるもの。
 10. 事実に反して、報道部が広告主を支持、またはその商品、サービスなどを推奨あるいは保証しているかのような表現のもの。
 11. 広告の掲載によって、報道部が不利益を被るおそれがあるもの。
 12. 東北大学の社会的評価、品位を低下させ、あるいは東北大学の立場と相容れない内容のもの、またはそのおそれがあるもの、若しくは広告の掲載によって、東北大学が不利益を被るおそれがあるもの（報道部が認めたものは除く）。
- 上記のほか、広告の掲載基準に関しては、一般社団法人日本新聞協会の定める「新聞広告掲載基準」（平成3年3月20日最終改正）（次頁参照）を準用します。

- 以下のいずれかに該当する場合は、広告を掲載できない場合があります。
 1. 学友会における報道部の上位機関、あるいは東北大学から、当該広告を掲載しないよう指示または要請があった場合。
 2. 関係諸官庁等から、法令に基づき、当該広告を掲載しないよう指示または要請があった場合。
 3. 当該広告を出稿する広告主が、過去に当部との契約に違反していた場合。
 4. その他、当該広告の内容または掲載が著しく不相当であると、当部が認めた場合。
- 広告掲載の可否は、報道部が判断します。判断の際は必要に応じて、広告主に通告したうえで、大学など関係機関に情報を提供する場合があります。

(参考) 新聞広告掲載基準

1976(昭和51)年5月19日制定
1991(平成3)年3月20日一部改正

「新聞広告倫理綱領」の趣旨にもとづき、「新聞広告掲載基準」を次のとおり定める。

以下に該当する広告は掲載しない。

- 1.責任の所在が不明確なもの。
- 2.内容が不明確なもの。
- 3.虚偽または誤認されるおそれがあるもの。誤認されるおそれがあるものとは、つぎのようなものをいう。
 - I. 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
 - II. 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位または有利であるような表現のもの。
 - III. 社会的に認められていない許認可、保証、賞または資格などを使用して権威づけようとするもの。
 - IV. 取り引きなどに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位または有利であるような表現のもの。
- 4.比較または優位性を表現する場合、その条件の明示、および確実な事実の裏付けがないもの。
- 5.事実でないのに新聞社が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
- 6.投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。
- 7.社会秩序を乱す次のような表現のもの。
 - I. 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの。
 - II. 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
 - III. 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの。
 - IV. その他風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれがあるもの。
- 8.債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの。
- 9.非科学的または迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの。
- 10.名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの。
- 11.氏名、写真、談話および商標、著作物などを無断で使用したもの。
- 12.皇室、王室、元首および内外の国旗などの尊厳を傷つけるおそれがあるもの。
- 13.アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者または役員の氏名、写真などを利用したもの。
- 14.オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの。
- 15.詐欺的なもの、または、いわゆる不良商法とみなされるもの。
- 16.代理店募集、副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの。
- 17.通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法および返品条件などが不明確なもの。
- 18.通信教育、講習会、塾または学校類似の名称をもちいたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの。
- 19.謝罪、釈明などの広告で広告主の掲載依頼書(または承諾書)の添付のないもの。
- 20.解雇広告で次の項目に該当するもの。
 - I. 解雇証明書の添付のないもの。
 - II. 解雇理由を記述したもの。
 - III. 被解雇者の写真を使用したり、住所などを記載したもの。
- 21.以上のほか、日本新聞協会の会員新聞社がそれぞれ不相当と認めたもの。

学内広告 (基準第7条～第9条、第10条第2項関連)

- 以下のいずれかに該当する団体は「学内広告主」と定義します。
 - 東北大学学友会の正規団体、準加盟団体、登録団体のいずれかのもの。
(例) 学友会〇〇部、学友会〇〇サークル
 - 東北大学学友会に所属する機関または組織。
(例) 学友会〇〇部常任委員会
 - 東北大学の学部、研究科、機構等、東北大学が直轄する機関または組織、及びその下部機関または組織。
(例) 東北大学キャリア支援センター、東北大学附属図書館
 - 主に東北大学の学生で構成される団体のうち、活動の主軸あるいは目的が東北大学にあり、東北大学から公認されている団体またはそれに準ずる団体。
(例) 新入生歓迎会実行委員会、大学祭実行委員会
 - その他、特に東北大学との関連が深く、活動の主軸あるいは目的が東北大学にあり、東北大学から公認されている団体またはそれに準ずる団体であって、報道部が認めるもの。
- 学内広告主が出稿する広告は「学内広告」と定義します。ただし、以下のいずれかに該当するものを除きます。
 - 当該団体の活動や目的との関係がほとんど見受けられないもの。
 - 団体の構成員募集が主な内容のもの（ただし、内容の一部として、構成員の募集が含まれることは妨げません）。
 - 団体の活動資金の寄付等を募るもの（ただし、報道部が認めたものは除きます）。
 - その他、当該広告の目的及び内容が本学に明らかに著しく関連しない、あるいは他の広告主に対して著しく平等性を欠くと、報道部が認めるもの。
- 学内広告を出稿する場合、広告料は無料です。それ以外は、通常広告となるため有料です。


「学内広告」とされる広告例

〇〇サークル
第〇回定期発表会

1人〇〇〇〇円
メ切：〇月〇日

新入部員歓迎！

〇〇部
5月体験イベント開催！

参加フォームはこちら 

「学内広告」とされない広告例

〇〇サークル恒例
大芋煮大会 参加者募集！！

参加条件：東北大学生だけでも
みんなで大芋煮しませんか？ -----

掲載自体ができない広告例

東北大学イチの
人気サークル

発表会開催決定！
最高！！
〇〇研究会

規格、料金 (基準第10条第1項、別表1 関連)

- 『東北大学新聞』の広告枠の規格と料金は、それぞれ次の通りです。

天地 \ 左右	6分の1幅 (6cm)	3分の1幅 (12cm)	2分の1幅 (18cm)	全幅 (36cm)
3段 (10cm)	3,000円	5,000円	7,500円	15,000円
6段 (20cm)	—	—	—	40,000円

- 広告を一定期間継続して掲載する広告主が支払う広告料は、次の通り割り引きます。
 - 1年契約 (1年以内に8号以上掲載する契約) … 3割
 - 半年契約 (1年以内に4号以上掲載する契約) … 2割

契約 (基準第11条、第12条関連)

- 広告の出稿を希望する広告主は、報道部の定める手順で掲載を申し込み、報道部が掲載を認めた場合、報道部と広告掲載契約を締結します。
 - 現在は代表メールアドレス、ホームページのお問い合わせフォーム、郵送等で掲載の申し込みを受け付けております。
 - 学内広告を除き、原則として対面または郵送での契約書締結をお願いしております。
- 報道部は、広告内容が本基準に適合すると判断し、紙面編集上当該広告の掲載が可能だと判断した場合、掲載を認めます。
- 特定の学内広告主が一定期間継続して学内広告を掲載する場合、他の広告主による広告掲載を優先する場合があります。
- 契約後であっても、本基準との適合性や紙面編集上、報道部が必要と認めた場合は、広告主に対し、広告内容の修正を求めることがあります。

広告主の責任 (基準第13条関連)

- 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。掲載に関連して報道部に損害が生じた場合、広告主の負担及び責任において解決することとします。

広告掲載の取消し (基準第14条関連)

- 次のいずれかに該当する場合は、契約後であっても広告掲載を取り消すことがあります。
 - 広告主から、報道部が定める手順、期限内において、広告掲載の取り下げの申し出があった場合。
 - 広告主が本基準または広告掲載契約に違反した場合。
 - 広告主が、報道部が本基準に基づいて行った広告内容の修正の求めに応じない場合。
 - 関係諸官庁等から法令に基づく指示があった場合。
 - 報道部が定める期日までに広告の出稿がない場合（ただし、報道部で広告を作成する場合は除く）。
 - 報道部が定める期日までに広告料の納入がない場合。
 - 報道部が広告主に対し、一定期間連絡を取ることができない場合。
 - その他、報道部が広告掲載が不相当であると特に認める場合。

免責 (基準第15条関連)

- 地震、津波等の天災、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動または戦争行為などの不可抗力により、報道部が『東北大学新聞』の発行または広告の掲載を行えないなど広告掲載契約を履行することができなくなった場合は、報道部はこの責任を負いません。
 - ◆ 「不可抗力」には、学友会における報道部の上位機関、あるいは東北大学より『東北大学新聞』の発行の停止または内容の差し替えの指示があった場合、若しくは関係諸官庁等より法令に基づき同様の指示があった場合も含むものとします。

広告掲載の流れ



注1) 掲載の申し込みは、メール、フォーム、郵送などで可能です。審査のため、広告内容や簡単な版下をご提示いただく場合がございます。

注2) 版下は簡単なものであれば、報道部で制作することも可能です。

注3) 学内広告の広告料は無料です。

注4) 新規契約であれば、掲載予定号発行の約1か月前までにお申し込みをお願いします。